

岸和田基署発0911第1号
平成30年9月11日

一般社団法人岸和田労働基準協会長 殿

岸和田労働基準監督署長



台風21号に伴う復旧工事における労働災害防止について
《緊急要請》

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。
また、9月4日近畿地方を通過した台風21号について、屋根、ガラス窓、配管設備等の破損・損傷等甚大な被害に遭われたみな様には心からお見舞い申し上げます。

さて、台風21号による被害の復旧工事がこれから本格稼働いたしますが、すでに被害状況の確認や点検、応急措置のため屋根に上がり足をすべらせ転落、スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害が発生しております。

高所作業時の墜落・転落災害は専門工事業者だけではなく工事を発注する事業場の担当者が過去にもスレート屋根の踏み抜きやはしごの転位により高所から墜落しお亡くなりになられた事例が発生しておりますので、高所における工事や点検作業については、足場の設置を前提に、足場の設置が困難な屋根上作業等では、下記事項に留意いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

短期間・短時間の作業であっても、保護帽の着用、安全帯を使用し墜落防止を講じるとともに、はしご、脚立を使用するときは転位防止やガラス破片の撤去作業時には保護手袋の使用を行う等安全対策を徹底すること。